

第 52 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 27 年 3 月 27 日（金）13:00～15:12

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一、野呂順一

（専 門 委 員） 野辺地勉、森まり子

（審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷
川統括統計官ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統
計企画官ほか

4 議 題 経済センサス - 活動調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 御出席いただく予定の皆様おそろいですので、ただ今から第 52 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

私は、本部会の部会長を務めます廣松と申します。よろしくお申し上げます。

今回の部会は、今週の月曜日、23 日に行われました第 85 回統計委員会において、総務大臣から諮問されました「経済センサス-活動調査の変更について」の審議を行います。

今回の部会で審議をお願いいたします委員、専門委員につきましては、配布資料の参考 1 として、部会委員等名簿をお配りしております。

本日、この審議の最初ですので、委員、専門委員、それに審議協力者として参画いただく各府省、地方公共団体の順に、簡単に自己紹介と御挨拶をお願いいたします。

それでは、北村委員からよろしくお願いいたします。

○北村委員 一橋大学経済研究所の北村です。よろしくお願いいたします。

○西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。よろしくお願いいたします。

○中村委員 法政大学の中村です。よろしくお願いいたします。

○野呂委員 ニッセイ基礎研究所、野呂です。よろしくお願いいたします。

○野辺地専門委員 公認会計士の野辺地です。どうぞよろしくお願いいたします。

○森専門委員 東京商工会議所の森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣松部会長 続きまして、審議協力者から、御挨拶をいたします。

- 多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 内閣府の経済社会総合研究所国民経済計算部の多田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 内山総務省政策統括官（統計基準担当）付副審査官（産業連関表担当） 総務省の産業連関表担当の内山と申します。よろしくお願ひいたします。
- 山本財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計官 財務省調査統計部の山本です。お願ひいたします。
- 出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 文部科学省生涯学習政策局の出澤と申します。よろしくお願ひいたします。
- 野地厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計室長 厚生労働省の統計情報部の野地と申します。よろしくお願ひいたします。
- 齋藤農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官補佐（統計調整班担当） 農林水産省の齋藤と申します。よろしくお願ひいたします。
- 平野経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省調査統計グループの平野と申します。よろしくお願ひいたします。
- 平野国土交通省総合政策局情報政策課長補佐 国土交通省総合政策局の平野と申します。よろしくお願ひいたします。
- 篠崎日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ企画役 日本銀行調査統計局の篠崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 原田大阪府総務部統計課参事 大阪府統計課の原田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 溝口東京都総務局統計部産業統計課長 東京都統計部の溝口です。よろしくお願ひいたします。
- 廣松部会長 どうもありがとうございました。
- 続きまして、事務局及び調査実施者から御挨拶をお願ひしたいと思ひます。
- まずは、内閣府統計委員会担当室からお願ひをいたします。
- 伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 統計委員会担当室の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。
- 清水内閣府大臣官房統計委員会担当室政策企画調査官 同じく統計委員会担当室の清水です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 同じく事務局を担当しております、総務省政策統括官室統計審査官をしております山田と申します。よろしくお願ひ申し上げます。
- 佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 同じく政策統括官室の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。
- 川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 同じく政策統括官室の川原と申します。よろしくお願ひいたします。

○宮澤総務省政策統括官(統計基準担当)付主査 同しく政策統括官室の宮澤と申します。よろしく願いいたします。

○廣松部会長 続きまして、調査実施者である総務省及び経済産業省から御挨拶をお願いいたします。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 調査実施者です。総務省統計局で経済統計課長を務めております高田と申します。今回はどうぞ御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○中島総務省統計局統計調査部経済統計調査官 総務省統計局の中島です。よろしく願いいたします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 同しく総務省統計局奥野です。よろしく願いします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長をしております若林と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

○谷川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室統括統計官 同しく経済産業省の構造統計室の谷川と申します。よろしく願いいたします。

○馬場経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐 経済産業省の馬場です。どうぞよろしく願いいたします。

○廣松部会長 一通り、皆様に御挨拶いただいたでしょうか。大変大人数になりますが、どうか皆様方、審議に御協力をよろしく願いいたします。

次に、一言お断りをさせていただきます。

本日の部会は、15時までを予定しておりますが、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと存じます。そのような場合には、既に御予定がおありの委員におかれましては、御退席いただいても結構ですのでよろしく願いします。

続きまして、部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思います。統計調査の実施の根拠法であります統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められており、総務省政策統括官室がその基準に則して事前に審査をしております。その審査結果が資料3「審査メモ」として示されております。

この部会全体はこの「審査メモ」に沿って審議を行いたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

では、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、御説明申し上げます。

初めに、本日の配布資料と致しまして、議事次第にありますとおり、資料1から4まで、また、参考資料と致しまして、参考1及び2をお配りしております。

資料1が、23日に諮問した際の資料、資料2が、調査実施者から頂いた承認申請の資料、資料3が今、部会長から御説明いただきました「審査メモ」です。

資料4ですが、調査実施者から「審査メモ」に即して御回答いただいた資料です。

なお、資料4につきましては、他の部会審議におきましては、資料3の「審査メモ」に沿って全ての事項について御準備いただいている場合もありますが、今回は審議事項が多岐にわたることから、本日の部会で御審議いただくことを想定しております事項を中心に御提出をさせていただいております。そのため、資料のところに「(その1)」と付させていただいているところです。他の回答につきましては、順次、部会に提出させていただきたいと考えておりますので、何とぞ御容赦いただければと考えております。

次に、全体のスケジュールについて御説明申し上げます。

参考2、一番最後に付けております資料を御覧いただければと思います。

本日を含めまして、5回の部会審議を予定しております。1回目となる本日の部会では、まず、事務局から諮問の概要について御説明をさせていただきます。その後、調査実施者から補足的に何かありましたら、御説明を頂いた上で資料3の「審査メモ」に即して審議を行うことを考えています。

第2回以降の部会におきましては、まず最初に前回部会までに何らかの御指摘、宿題が残った場合は、それに対する回答を頂いた後、「審査メモ」に即して審議の続きを行いたいと考えております。

なお、統計委員会までに開催された部会審議の結果につきましては「中間報告」として、部会長から統計委員会に御報告いただくこととしております。その際に委員会御出席の委員長、委員などから御指摘事項などがありましたら、その後の部会で御指摘事項につきましても審議することとしております。

第4回目の部会につきましては5月21日を予定しておりますが、これまでの部会でおおむね審議が終わっていれば、第5回の部会で答申案の取りまとめを予定しております。

なお、審議の状況を踏まえまして、予備日として設定している6月12日に第6回を開催することもあり得ますが、いずれに致しましても、部会審議を経た上で6月25日に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りし、答申を頂きたいと考えているところです。

部会での審議の進め方と致しましては、最初に事務局から「審査メモ」の内容や論点について御説明を致します。その後、調査実施者から、補足の説明や論点に対する回答の説明をさせていただきます。それを受けて、御出席の皆様にご内容の御審議を頂ければと考えております。

なお、審議に当たりましては、統計調査の計画の承認の基準として統計法で示されている3つの観点、基幹統計の作成目的に照らした必要性及び充分性の観点、統計技術的な合理性及び妥当性の観点、ほかの基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点を中心に御審議いただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

事務局からの説明は以上です。

○廣松部会長 どうもありがとうございました。

今、御紹介がありましたとおり、6月まで予備日を入れると6回という長丁場ですが、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思いますが、まず、統計委員会への諮問の概要について、事務局の佐藤企画官から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 御説明させていただきます。お手元の資料1を御覧ください。

総務省と経済産業省の共管の「経済センサス-活動調査の変更について」です。

1枚おめくりいただきまして、資料1の参考の「諮問の概要」についてです。

事務局からは調査の概要、主な変更点及び審議すべき重点事項の3点につきまして、御説明をさせていただきます。ページが少し飛びますけれども、17ページの「平成24年経済センサス-活動調査の概要」を御覧願います。

まず「調査の目的」です。本調査は基幹統計である経済構造統計を作成することを目的としまして、平成24年に第1回目の調査が実施されました。

次に「調査の概要」についてです。前回の調査は平成24年2月1日現在で、農業、林業、漁業に属する個人経営の事業所や国、地方公共団体の事業所などを除く約600万事業所を対象に実施されました。

「調査事項」と致しましては、売上金額等の産業共通調査事項と、小売業における売場面積等の産業別調査事項がありました。

また、この調査は事業所が1つのみの企業を調査員調査と致しまして、支所を有する企業は国や地方公共団体の郵送及びオンライン調査により実施されました。

「利活用の概要」ですけれども、調査結果はGDP推計や各種調査の精度向上のための利用など、多方面に活用されております。

裏面の18ページを御覧願います。ここでは今回の変更の背景として、平成24年調査の実施状況について整理しています。

まず、左上の「実施時期(2月)」の関係です。前回調査では、積雪・寒冷期や確定申告・決算前の時期と重なりまして、調査員の確保や回答の確保が困難といった状況が見られました。

次に、真ん中の「調査事項・調査票」等の実査の関係では、調査事項が多岐にわたっていたことや調査票の種類が24種類といったことなどから、調査票の審査や照会業務に困難な状況が見られました。

また、右上の「結果公表」の関係では、審査・集計期間及び要員の制約などから、市町村、都道府県の審査事務の負担が増大するといった状況が見られました。その下に、その根拠となるデータを掲載しております。例えば調査員の確保は政令市で9割未満であったことや、調査員調査の調査票の回収率が9割未満であったことなどを整理しています。

一番下には「平成24年調査の評価」について整理しています。本調査の意義、目的をお

おむね達成は致しましたものの、売上高は全体の2%であるが企業数では53%を占める個人経営企業の回答確保が必要であるとしております。

このような状況を踏まえまして、本調査の第2回目の調査となる平成28年調査の変更内容について御説明させていただきます。1ページにお戻り願います。

「2 変更の概要」のところです。平成28年調査では「報告を求める事項」などについて変更することとしておりまして、順を追って御説明させていただきます。

まず「(1) 報告を求める事項」のところでは1ページから3ページにかけて整理しておりますが、アからエまで4点の変更を計画しています。

最初に1点目の「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」と2点目の「イ その他の調査票の構成の見直し」についてです。

恐れ入りますが、9ページのA3判の別紙1「調査票の構成の見直し」という資料を御覧願います。

真ん中の矢印の左側が平成24年調査の調査票の構成を示しておりまして、右側が平成28年調査の調査票の構成を示しておりますが、今回の変更では、報告者により一層御回答いただけるよう調査票の構成全体を体系的に整理することとしております。左側及び右側の「調査員調査」の欄の「個人経営」のところの調査票の構成を御覧願います。

調査票の前に番号を付しておりますが、左側の平成24年調査では番号の2から4、7、8、と10の7種類の調査票がありました。これが右側の平成28年調査の「個人経営」のところの調査票の構成では、番号1のところですが「個人経営調査票」という全産業共通的な調査票を新たに設けることとしております。

これに伴いまして、左側の平成24年調査の番号4の「単独事業所調査票（卸売業、小売業）（個人経営者用）」と10の「単独事業所調査票（サービス関連産業B）（個人経営用）」は平成28年調査の1に統合されるため、廃止となります。

また、この変更にあわせて個人経営に係る調査事項の見直しを行うこととしております。具体的には、11ページの別紙2「個人経営において削除される調査事項」という資料を御覧願います。

本調査は産業共通調査事項と致しまして、事業所及び企業の従事者数、売上高、費用等を把握しております。これら産業共通的に把握する事項は引き続き調査を行いますが、一方で、表のとおり個人経営の産業別調査事項のうち、例えば一番右側ですけれども「サービス関連産業B」におきましては、「宿泊業の収容人数及び客室数」などの調査事項を削除することとしております。

これらにつきましては、企業数の割には結果への影響が小さい個人経営の審査を効率化しまして、より結果への影響が大きい法人企業等の審査事務に力を注ぐことができるようにするとともに、個人経営の事業所における報告者負担を軽減することで統計精度の向上を図ろうとするものです。

もう一度、9ページのA3判の別紙1の資料を御覧願います。

右側の平成 28 年調査で、調査票の番号の 10、14 及び 23 の「政治・経済・文化団体、宗教」に属する団体等を対象とする調査票を新設することとしております。これにつきましては、左側の平成 24 年調査では 8、15 及び 22 の「建設業、サービス関連産業 A」を対象とする調査票によって把握しておりましたけれども、サービス業というカテゴリでの調査について意見がいろいろ寄せられたことなどから、調査の効率的かつ円滑な実施を確保するため、調査票を別途新設するものです。

調査票の配布、回収、集計事務等が煩雑とならないよう全体として調査票の種類を抑制する観点から、平成 28 年調査では平成 24 年調査の「学校教育」調査票と「建設業、サービス関連産業 A」調査票とを統合して実施することとしております。

2 ページにお戻りいただければと思います。

3 点目の「ウ 労働者区分の見直し」についてです。

従業者を把握する調査事項である常用雇用者及び臨時雇用者の定義につきましては、表 1 のとおり変更する計画です。これにつきましては、第Ⅱ期基本計画におきまして、労働者の区分等について所要の対応が求められていることを受けまして、平成 26 年 4 月から開催されております「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」における検討状況を踏まえ、対応するものです。

次に、4 点目の「エ その他の主な調査事項の見直し」についてです。

表 2 のうち、①の「商品手持額」と②の「商品売上原価」につきましては、既往の統計委員会の答申や前回調査結果における検討等を踏まえた変更内容ですけれども、いずれも現行の商業統計調査に合わせるための変更となります。

③は、より正確かつ安定的に格付を行い審査の効率化を図るため「店舗形態」の選択肢に「コンビニエンスストア」を追加するものです。

④は結果の利活用状況を踏まえ「建設業許可番号」を把握する調査事項を削除するものです。

さらに、⑤は「学校教育の種類」などにつきまして、日本標準産業分類の改定を踏まえて変更するものです。

次に、4 ページの「(2) 報告を求める事項の基準となる期日等」についてです。

本調査の報告を求める事項の基準となる期日につきましては「平成 24 年 2 月 1 日」から「調査実施年 6 月 1 日」に変更することとしております。このことに伴いまして、報告を求める期間や調査結果の公表期日につきましても、所要の変更を行うこととしております。

調査期日につきましては、平成 18 年 3 月にまとめられた「経済センサスの枠組みについて」の考え方を踏まえまして、また、平成 28 年 7 月に実施が想定されております参議院議員通常選挙に係る地方公共団体の事務負担等を勘案し、平成 28 年 6 月 1 日とするものです。

次に「(3) 報告を求めるために用いる方法」についてです。

3 点あります。1 点目の「ア 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査

員業務の委託)」ですが、大型商業施設等におきまして、管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託することを可能とするということです。これにつきましては、地方公共団体から寄せられた調査のより円滑な実施を図る観点からの御意見等を踏まえまして、変更するものです。

2点目「イ オンライン調査の範囲の拡大」ですが、オンライン調査の範囲につきましては、表3のとおり、全ての報告者を対象に導入することとしております。5ページのところとなりますが、これは第Ⅱ期基本計画におきまして、オンライン調査の推進を図ることとされていること等に対応し、調査の効率的な実施を図る観点から行うものです。

3点目の「ウ 調査の対象区分の見直し」についてです。調査員調査及び行政機関による直轄調査の対象区分につきまして、大規模な単独事業所につきましては、調査員が面接による調査票の配布がなかなか難しかったといった状況を踏まえまして、調査の円滑かつ効果的な実施を図るため、調査員調査から直轄調査の対象に変更するものです。

次に「(4) 集計事項」についてです。

2点ありまして、まず1点目の「ア 消費税に係る集計方法の見直し」についてです。売上(収入)金額等の経理項目に関する集計につきまして、前回調査では、報告者が記入した金額をそのまま集計しておりましたが、今回の調査では、消費税抜きで記入されたものを消費税込みに補正して集計する方法に変更するものです。

これにつきましては、第Ⅱ期基本計画におきまして、売上高等の集計に関する消費税の取扱いについて指摘されていることを受けて開催されております、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」の検討状況を踏まえ対応するものです。

次に、2点目の「イ その他の集計事項の見直し」についてです。集計事項につきまして、調査事項の追加・削除に伴う所要の変更を行うほか、統計の有用性の向上を図る観点や統計ニーズ等に十分配慮しながら集計事項の統合や追加の見直しを行うこととしております。

6ページの「3 審議すべき重点事項」のところですが、ここでは御審議いただきたい事項について整理しています。

「(1) 報告を求める事項の変更について」から「(4) 集計事項の変更について」までにつきましては、ただ今御説明いたしました各変更点について、前回調査における実査の状況や変更した場合の影響などを踏まえ、また、統計の有用性や実査可能性などの観点から変更内容が適切かについて御審議いただきたいと考えております。

次に7ページ「(5) 統計委員会答申における『今後の課題』への対応状況について」です。

前回答申におきまして、事業所の売上金額に占める企業の内部取引額の把握につきまして、今回、平成24年の調査結果を十分に検証し、次回平成28年に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要があることが指摘されております。指摘された事項に関し、調査実施者における対応状況の適否等について御審議いた

だきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただ今御説明いただきました経済センサス-活動調査の目的、概要、平成28年調査の変更計画等につきまして、調査実施者から何か補足の説明はありますでしょうか。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 総務省統計局です。私から、今回の変更の基本的な考え方について一言述べさせていただきます。

我々と致しましては、この経済センサス-活動調査の最も重要な目的は、各種経済統計の基盤となるデータを正確かつ的確に把握し提供することだと認識しています。そのためには、小規模の事業所についてもきちんと調査票を書いていただくこと、また、大規模な事業所については、結果数値に与える影響も大きいものがありますので、データをきちんと精査していくということが重要であると考えています。

今回の変更はややもすると、個人経営企業に対する調査事項を減らすといったところに目がいってしまっていて、利用者にとって情報が減ってしまうのではないかという危惧があるかもしれませんが、私どもの思いと致しましては、経済センサスの目的に沿って必要となる基本的な情報に注力して、これについてはきちんと調べよう、そして、全体として精度の高い情報を皆様に提供しようということを願っているものです。

具体的にはこれから御審議いただくわけですが、経済センサスで各産業を横断的に調査する事項、先ほど佐藤企画官からも御紹介いただきましたが、これは我が国全体の産業を同一時点で包括的に把握するという経済センサスの最も重要な目的ですので、私どもはきちんと調査したい。一方で、個別の産業特有の事項につきましては、全体の結果精度に与える影響やセンサスという全数調査で把握すべき事項なのかどうかという観点から私どもは検討したものです。

本日は、東京都と大阪府の方もお見えになっておられます。都道府県の皆様、我々統計局、経済産業省と一体となって、調査の正に最前線に立っていただくわけですが、都道府県や市区町村の皆様とお話しさせていただく時にいつも感じますのは、都道府県、市区町村の皆様のリソース、本当に限られています。ただ、その限られたリソースの中でどうやって住民の皆様に役立つデータを提供していけるか、本当に真摯にお考えいただいています。委員の皆様におかれましては、今回の変更の目的が決して調査実施者が楽をしようということではなくて、報告者負担や都道府県、市区町村の負担に配慮しつつ、どうすれば重要な情報を的確に捉えることができるか、そういう趣旨で考えたものかどうかということをお酌み取りいただければ幸いです。

私からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、個別の変更内容について審議を致したいと思います。

限られた時間内に効率的に御議論いただくため「審査メモ」の記載の論点に沿って、変

更事項ごとにまとめて御議論いただきたいと思いますが、この関係で一言お断りさせていただきます。

本来であれば、資料3の「審査メモ」に記載された順番に論点に沿って審議を進めるところですが、「審査メモ」の3ページの「(1) 報告を求める事項」の「ウ 労働者区分の見直し」と、「審査メモ」の9ページ「(4) 集計事項」の「ア 消費税に係る集計方法の見直し」につきましては、先ほど佐藤企画官からも説明がありましたが、現在、「産業関連統計の体系的整備に関する検討会議」において検討中であります。その結果が間もなく統計委員会に報告がされると聞いております。

部会での審議につきましては、この報告を踏まえて行うことを想定しているため、これら2点の審議については、3回目以降の部会で御審議いただく予定にしております。

つきましては、一部、順番を変更して御審議いただきたいと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

初めに資料3「審査メモ」の1ページ「(1) 報告を求める事項」の「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」における総務省の事前審査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 「審査メモ」の1ページの「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」のところについて御説明させていただきます。

個人経営につきましては、調査事項を変更し、個人経営以外の事業所と区分した全産業共通的な「個人経営調査票」を新たに設けることとしております。具体的には、皆様方のお手元にA3判の束の調査票を配っていると思いますが、その一番上の「【01】個人経営調査票」、これが今回、新たに設ける調査票です。

「審査メモ」に戻っていただきますと、まず（ア）ですが、このA3判の調査票の右側の下の方に「12 事業別売上（収入）金額の内訳」という調査事項がありまして、ここに記入する項目数について、主業の含まれる事業活動区分内の売上（収入）項目を上位3項目に縮減するという事です。前回調査では10項目まで記入できる形となっております。

次に（イ）ですけれども、主に各産業で独自に把握する産業別の調査事項を削除することです。これにつきましては、先ほど御説明させていただきました資料1の参考の11ページに、それぞれの産業分野ごとの調査票で削除する予定の調査事項の一覧表を整理させていただいております。

そして、この個人経営調査票の新設に伴いまして「単独事業所調査票（卸売業、小売業）」及び「単独事業所調査票（サービス関連産業B）」、それぞれ個人経営者用ですけれども、これらについて廃止することとしています。

これについての審査結果ですが、平成24年に実施された本調査の前回調査では、個人経営の数が企業全体の約53%を占め、調査票の審査に多くの労力を要した一方で、その売上（収入）金額は企業全体の約2%にとどまっていたことなどから、審査事務の効率化及び

報告者負担の軽減により統計精度の向上を図るために変更するものです。

これにつきましては、本調査が全産業分野の事業所・企業の全数を把握する唯一の調査として統計精度の向上が強く求められており、調査票の回収率及び各調査事項の有効回答率の向上のための調査事項の簡素化であり、そういったニーズに沿ったものであることから、おおむね適当であると考えておりますが、調査事項の削除によりまして、調査結果の利活用に支障が生じることがないのか、あるいは当該変更が本調査の調査結果の精度向上に資することとなるのか検討する必要があるのではないかと考えておりまして、前回調査の実施状況の確認を含め幾つかの論点を整理しています。

まず、a ですけども、個人経営に係る調査事項を簡素化するに至った背景事情、調査事項を簡素化する狙いは何か。どの程度の効果を期待しているのかです。

次に b ですが、「事業所別売上（収入）金額の内訳」や個人経営調査票から削除予定の各調査事項につきまして、前回調査から得られた情報はそれぞれ何に活用されていたのか、回答項目数の縮減や調査事項の削除を行うことによって想定されるといったデメリットも踏まえた上で、個人経営者に係る調査事項を簡素化した方がよいと判断した理由は何かということです。

2 ページ、c のところです。例えば個人経営以外の事業所と調査票を区分せずに個人経営者の回答不要な調査事項については回答不要である旨を注記する等の方法も考えられる中で、個人経営について個人経営以外の事業所と調査票を区分する必要があるのか、その必要性について整理しています。

次に、d ですけども、個人経営調査票について、個人経営の調査に適した調査事項となるのかということですが、「例えば」のところですけども、また先ほどの A3 判の大きい「個人経営調査票」を御覧いただきたいと思えます。

この d で整理している中身につきまして、計画案ではこの「【01】個人経営調査票」の右側の 11 の「事業別売上（収入）金額」の調査事項のところですけども、そこで事業別内訳といたしまして「①農業、林業、漁業の収入」から下の「②医療、福祉事業の収入」まで 22 の区分を設けておりまして、該当する全ての区分に売上（収入）金額を記載していただいた上で、この①から②までのうち最も金額の大きい事業に関しまして、上位 3 位につきまして、その下の 12 の「事業別売上（収入）金額の内訳」に所要の事項を記入していただくという形となっております。

これを例えば個人経営の場合はそんなに多くの事業活動を行っている事業所というものは余りないのではないかとといったことも想定されますので、最初から主たる産業、従たる産業にかかわらず、上位 3 位の生産品等の売上高を把握するような形とすることがもしできるのであれば、11 の「事業別売上（収入）金額」の調査事項の項目を削除することが可能となるのではないかとといった趣旨で整理しているものです。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この個人経営調査票の新設及び調査項目の簡素化に関しましては、平成 28 年の経済センサス-活動調査の大変大きな変更点です。したがって、今、説明のありました a から d までの各論点について、調査実施者から説明をお願いしたいと思います。

調査の特性も踏まえてなるべく丁寧に御説明いただければと思いますが、一言追加をさせていただきますと、統計委員会への諮問に際して、平成 28 年調査は前回平成 24 年調査の実施状況を踏まえて、調査票の構成全体を見直し、体系的に整理する形で計画をしているわけですが、それに関しまして、西村委員長から以下、4 点のコメントがありました。

まず第 1 に、データ面も含め、個人経営の事業所に関するどのような調査結果や実情等を踏まえたものなのか。

第 2 番目のコメントとして、どのような方策を講ずることによって、個人経営の事業所からの回収の確保・向上が可能となると考えたのか。

3 つ目のコメントとして、今回の見直しは、このような課題に対処できるものになっているのか。

4 番目として、今回、産業別調査事項を削除することに関連して、仮に調査や把握が難しいとしても、必要な情報はとる必要があるのではないかと。

以上、4 点のコメントがありました。今、御紹介いたしました委員長の問題意識にも御留意の上、説明をお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○奥野総務省統計局調査部経済統計課課長補佐 総務省統計局です。

資料 4 を御覧いただければと思っております。

まず 1 点目「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」ということで、a から d までの論点をお示しいただいております。これに対する私どもの考えをまとめている資料です。

2 ページです。四角囲みのところで a と書いています論点が 1 つ目です。個人経営の調査事項を簡素化するに至った背景事情、あるいは 2 行目に狙いや効果という論点がございます。

次の b の論点でございます。個人経営調査票を作成することで削除予定の調査事項について、前回調査から得られた情報は何に活用されていたのか。次の行では、これまで把握していた情報が把握できないということのデメリットが一方であるわけですが、それでもなお簡素化することが良いという我々の判断というのはどのようなものか、御説明いたします。

(回答) のところを御覧いただきたいと思っております。

1 点目と 2 点目で端的にこの a、b についての御説明をしております。

まず 1 点目は a の狙いあるいは効果に関する回答です。何度か御説明しておりますが、平成 24 年調査の結果では、個人経営について、企業数では約 53%、しかしながら売り上げ全体で見ますと、全事業所の 2%ということになっております。この経済センサス-活動調査は経済活動の実態を捉えるということが調査の意義です。このことから考えます

と、この影響は小さいのではないかと考えております。

この個人経営の調査事項を体系的に整理することで調査事項の削除ということになるわけですが、これに係る回収率を改善する、あるいは審査の労力を減らすことができます。経済センサス-活動調査では、経済活動の実態を把握するということですので、結果数値に大きく影響している法人の調査に力を注いでまいりたいということとして、経済センサス全体としての精度向上につながると我々は考えております。

2ですが、これはbについての御回答を端的に書いています。個人経営も含めまして、各産業独自に把握する調査事項につきましては、産業連関表あるいはSNAも各方面で活用されています。

このページの下の方に3と致しまして、幾つか書いています。個人経営の実査あるいは審査はなかなか難しいという面があります。これを少し御紹介しているところです。3のところを御覧いただきます。

個人経営の回収率が平成24年調査ではどのくらいだったのかということに対する御説明をこれから申し上げたいと考えております。しかしながら、ここの1行目から2行目までに書いています個人経営、つまり経営組織という調査事項をもって把握するわけですが、何しろ調査票が回収されてこそ、その経営組織というものが判明するわけですので、回収されていないものについて経営組織が分からないということです。したがって、経営組織別の母集団が不明ですので、実は正確に回収率を把握することは不可能です。

しかしながら、個人経営を多く含んでおります調査員調査の回収率というのは分かっております、これは約9割ということです。直轄調査、つまり支所を有する企業の調査と比べますといささか低いということです。

後ほど、東京都あるいは大阪府からも御報告があるかもしれませんが、地方公共団体の皆様方から調査実施後に報告を頂いております。調査員調査の対象である単独事業所の中には、高齢者だけで事業を営んでいるというケースもありまして、こうした調査対象からの調査票の回収あるいは回答の確保は大変難しく、調査員調査の精度向上というのが経済センサス-活動調査全体の精度向上の鍵ではないかと考えている次第です。

続きまして、3ページ目の上の方ですが、4と致しまして、個人経営の回収率は把握できないと申し上げたわけですが、参考と致しまして、調査対象名簿の情報があります。これは経済センサス-活動調査の前に基礎調査を実施しておりますので、こうしたものをベースに、仮にあるいは便宜的にこの事業所ベースの回収率を求めることができるかもしれませんということとして、これを明らかにしましたのが、個人経営あるいは個人経営以外とも約92%ということとして、ほぼ同じ水準だということです。

個人経営は難しいといいながらもほぼ同じ水準であるということですが、3行目に書いています。個人経営の大部分を調査いたします調査員調査においては、市町村の皆様方の督促あるいは回収ということが長期間実施されたことによって、ほぼ同様の水準を保たれていると考えております。

これが回収状況でして、個人経営の調査の困難性という観点では、記入状況についても一つ考察することができるかということとして、「一方」と書いてあるところです。活動調査の最も重要な調査事項である「売上（収入）金額」などの経理事項につきまして、「有効回答率」、記入されているかどうかと単純にお考えいただいても結構ですが、御覧いただきますとおり、個人経営の記入状況、回答率というのはいささか低くなっているということです。もちろん、これは市町村など地方公共団体の皆様におかれまして、疑義照会などを行っているわけですが、法人企業の有効回答には届かないということになっているわけです。

「さらに」と書いています。これも地方公共団体の皆様方から御報告を頂いております。後ほど東京都あるいは大阪府からも御報告いただけるかもしれませんが、実は全ての都道府県あるいは市町村の皆様方から調査事項の簡素化についての御意見、御提言を頂いているところとして、「具体的には」と書いています。何度も申し上げておりますが、特に個人経営の中には経営者のみで事業を営んでいるような事業所もあります。そのような個人経営の調査は大変困難だということを御指摘されているところです。

個人経営の調査票にすることで、調査事項の一部の情報量がなくなる落ちるということをお願いしているわけですが、5点目で、実は大幅に減ということではないと申し上げます。活動調査の目的である、経理事項を把握するという観点では影響はありませんという話を申し上げたいと思っています。個人経営の調査票、従来の産業別に把握しております調査事項のうち、全てが失われるということではありません。

本日、お手元に折り畳んでおります調査票がございます。こちらを併せて御覧いただきたいと思っております。全部で23種類ということですが、一番上にありますのが【01】個人経営調査票です。今、私はこちらの方の御説明をしているわけですが、この2枚目以降が個人経営以外、つまり法人などにつきまして、従来平成24年調査で実施をしておりました調査票の姿として【02】の調査票を御覧いただきますとおり、両面の設計です。【02】の第1表面の面を御覧いただきますとおり、調査事項についてはほぼ情報量は失われておりません。更に申しますと、【02】の農業の調査票ですけれども、こちらの第2裏には品目別の売上金額を記入することになっております。

【01】の調査票は、第2面には調査事項を設定しておりません。では【02】の裏面の情報が失われているかと申しますと、そういうことではありません。先ほど、統括官室からの御説明がありましたとおり【01】の調査票の右の方の下です。12欄と致しまして、「事業別売上（収入）金額の内訳」と書いています。こちらの方に全てではないのですけれども、品目別の金額を書いていただくことによりまして、これをもって産業細分類の格付は24年調査と同様に把握するということです。

もう一つ、売上（収入）金額あるいは付加価値については【01】の調査票の一番上ですが、10番を御覧いただきますとおり、売上高あるいは費用などについて、平成24年調査と同様に把握しているということとして、この経済センサス-活動調査の本質である産業細

分類格付、そして付加価値を把握するという観点でいえば、何ら変わらないということですが。産業別の細かな調査事項を把握する、そういう統計情報は失われるということかもしれませんけれども、本質は失われていないということを御承知おきいただきたいと思っております。

また、資料4の4ページです。

論点のbのところでは情報量が失われることのデメリットという論点がありましたので、各調査事項につきまして、まとめておりますので、御説明いたします。

まず、①で「鉱業、採石業、砂利採取業」についてです。個人経営について、事業所数の割合は約10%弱ということですが、金額ベースの数値を御覧いただきますと、1%弱ということになっております。

また、②についてですが、「製造業」につきましても、個人経営について、約33%という事業所数の割合ではありますが、金額ベースで御覧いただきますと、1%弱であったり、多くても5%弱ということですが。

さらに、③「卸売業・小売業」も、個人経営について、約4割という事業所数の割合ではありますが、金額ベースで申しますと5%に至っていないということですが。

さらに、④に「建設業許可番号」という調査事項があります。これは実は建設関連統計の利用において、母集団情報などで用いるということでしたけれども、代替情報がありますということで、調査の必要性がなくなったということですが。

もう一つ、⑤ということで「サービス関連産業B」では、「宿泊業の収容人数及び客室数」という調査事項がありますが、これは行政記録情報で代替可能ということですが。また、「物品賃貸業」、「特定のサービス業」につきましても、個人経営の割合というのはごく少ないと我々は思っている次第です。

このように、個人経営について、事業所数は一定の数があるわけですがけれども、金額ベースで見ますと、それほど影響は出していないと我々は思っているわけですが。なお、売上金額自体を調査しないということではありません。個人経営につきまして、詳細な調査事項を削除するということですが。

6ページでは、cという論点として、2行目に個人経営の調査票を新たに作成するというのではなくて、個人経営以外の事業所と調査票を区別せずに、一つの調査票の中で個人経営、個人経営以外を識別するような、記入誘導するような方法もあるのではないかとという論点です。

(回答)のところを御覧いただきますとおり、1点目では、個人経営につきましては、何度か御説明しております。小規模でかつ御高齢の方も多いことから、負担感を軽減することが回収率、回答率の向上につながると思っております。

2点目ですが、その報告者が回答するかしないかを判断していただくということよりは、御自身が回答する事項が明確に分かるということが必要であろうかと思っております。必要ではない調査事項に記入してしまうというおそれがあるのではないかとということですが、

3点目にまとめてあります。私ども調査実施者と致しましては、報告者の皆様方が真に回答すべき調査事項のみ回答するという、そういう明確にしておく必要があるかと思っております。

このような観点から、調査票そのものを区別するということが適切ではないかと思っている次第です。

さらに、7ページではdということにして、1行目に書いてあります個人経営調査票について、個人経営用に適したものとなっているかという論点です。

さらに一番最後にある『事業別売上（収入）金額』の削除が可能ではないかという論点があります。また折り畳みである調査票の1枚目「【01】個人経営調査票」で申しますと、「事業別売上（収入）金額」というのは11欄です。右ページの中ほどにあります、こちらの22区分のものを指しています。

（回答）ですが、まず経済センサスの調査事項につきましては、「経済センサスの枠組みについて」に基づいて我々は考えております。2行目ですが、廃止される既存統計調査において調査される事項で引き続き把握するものにつきましては、調査を行うということがここで記載されております。

その一方で、経済活動の実態を経理的な側面から捉えることから「事業所及び法人企業の経理項目の把握に重点を置き」ということで、これらについては調査すると、この”枠組み”で記載されているところです。

2点目を御覧いただきますとおり、この”枠組み”の考え方に基きまして、各産業独自の調査事項の体系的に整理する、一部調査事項を削除するということですが、売上高など産業共通の調査事項については、引き続き把握することにしています。付加価値などは、この情報量は失われまいということですが、

さらに「事業別売上（収入）金額」の削除が可能かという論点を頂いておりますが、【01】の調査票を御覧いただきますと、まず、10欄で事業所全体の売上高、主業も従業も含めた全体を記入していただくことになっております。

さらにこの11欄で「事業別売上（収入）金額」の調査事項で22区分の内訳があります。産業分類別といってもよろしいかと思いますが、こちらに主業、従業の金額を御記入いただくということです。

さらに、12欄のところですが、こちらで品目別の金額などを御記入いただくこととしており、産業の細分類を格付するということになっております。

このような調査事項の成り立ちになっております。それぞれごとが大変重要な調査事項であると考えておりますので、このdの論点で記載されておりますが、『事業別売上（収入）金額』の削除が可能かという観点でいえば、我々は引き続き調査させていただきたいと考えているところです。

また、11欄の「事業別売上（収入）金額」ですが、これは従業などを把握することができます。個人経営でありましても、約1割の企業で従業を持っているという結果もあります。

すので、引き続き調査を致したいということです。

誠に恐縮ですが、もう一度2ページのところを御覧いただきたいと思っています。(回答)の一つ目ですが、個人経営の調査事項を全てなくすということではなくて、この労力を法人の調査、審査に充てることで経済センサス-活動調査全体の精度を上げたいということです。調査事項の削除は、一部の産業別の詳細な調査事項です。サンプル調査で調査できないので全数調査で把握したいということがあるのかもしれませんが、この活動調査では、何しろ原点は母集団情報を提供するということであり、また、経済活動の実態を把握するというのがこの調査の本質だろうと我々は思っております。この経済センサス-活動調査は事業所・企業の唯一の全数調査です。事業所・企業の統計の中の統計といってもよろしいかと存じます。つまり、事業所・企業の国勢調査ということだろうと思っております。

蛇足になりますが、国勢調査の調査票を積み重ねていきますと富士山の3倍ぐらいになるわけです。では、この活動調査の調査票はどのぐらいになるかと申しますと、A3判の調査票を二つ折りに積み重ねていきますと約1,000メートルになります。スカイツリーと東京タワーを足してもなお足りないという、膨大な処理量を調査するということでして、こうした膨大な処理を行うということですので、我々はまずもって今回の調査は精度向上、カバレッジの確保ということを念頭に置いてまいりたいと思っております。

資料の説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」に関する「審査メモ」の論点に対する調査実施者からの説明に対しまして、御質問、御意見を頂きたいと思っております。

○北村委員 今の最初の御回答、2ページ目のaのところ、企業数が53%弱の個人経営企業で、売上げは全体の2%なので、そこにエネルギーを集中するよりはもう少し大きなところを見たいということですが、それは当然そうであって、企業が規模によってサイズが決まっているわけですから、大きいところをきちんと見て、余力があれば小さいところを見ていくというはずなのです。

もちろん数字があれば気になってチェックしたいので、どうしてもそこにある程度、人員あるいは時間が掛かるというのは分からないでもないのですが、国勢調査というか人口の調査とは違って、一人一人のウエートが企業の場合は違うわけですから、大きなところをまずきちんと見て、だんだん小さいところに行くとするれば、個人企業の数はいっぱいあるので、そこにエネルギーが使われてしまうので、なかなかきちんと調べるべきところが調べられないというのは人員の配分の仕方が悪いということの意味していると思われるのです。それは審査する側のリソースの配分の問題ではないかと思うのですが、実際にどう人を配分してこれをチェックされているのか、あるいは戦略的に何か考えた上で議論されているのか、あるいは今回こうすればもっと効率がよくなるという証拠があるのか、そういうことについて御説明いただきたいのです。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 これは定量的に御説明するのはなかなか難しいです。御指摘いただきました大きいところから審査を行うということですが、たしかに市町村あるいは都道府県の結果として還元されるわけですので、まずは大きいところから優先して審査するということがあるかもしれません。

一方で、何しろ全数調査ということですので、地場産業などの地域に根差した産業も正確に把握することも大事であると考えています。地方公共団体の皆様方にとってどちらが大事かという、恐らく両方とも大事であると思っております。調査、審査をする順番と申しましても、何を優先するというのは恐らくなかなか難しいのだろうと思っております。

○北村委員 もちろん限られた人的資源の中でどういう審査をするかということ、ある程度配分を決めないといけないはずで、同じウエイトで見えたら2%の売上げしかないところはかなり時間をかけるというのは無駄なことですし、普通、国税とかそういうところでやれば、高額納税者を先にやるというのは常識なわけですから、企業調査もそういうことはあり得るのではないかと思います。

小さいところも大きいところも同じように重要だというのであれば、小さいところの調査もしっかりやらないといけないというロジックになるはずで、これは削ってもいいのだということであれば、そこはどうなのかということ。もちろん、おっしゃったように重要なところは削っていないのでそんなに心配しなくていいよということだと思うのですけれども、そこら辺のロジックをもう少ししっかり立ててやっていただかないと、この説明だけだとなかなか説得力がないのかと思います。

○中島総務省統計局統計調査部経済統計調査官 私から補足をさせていただきますと、北村委員のおっしゃっている考え方というのは、一度国に集まって売上高順に並べて大きいところからやっていこうという発想であれば理解いたします。しかし、この活動調査は全国約7万人の調査員に分担して行っておりますので、それぞれの調査員の審査の段階では、その売上高の重要度の比較ができません。つまり、一律全ての調査員が受け持つ事業所の調査票をお願いしますという形にならざるを得ないということになっておりますので、我々はその段階でまず審査量を軽くしようということで調査事項を減らしているものです。

また、報告者に対しましても、自分のところが重要なところなのかというのを考えさせるわけにもまいりませんので、我々の方で個人経営企業については、調査事項は片面設計にさせていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

○北村委員 追加ですけれども、あとa、bのところでは答えられた2ページあたりなのですが、回収率の違いが、個人経営と直轄調査による大きなところとの違いとか、差がそれほどないような感じがして、一生懸命努力した結果、こういうことになっているのだという説明だったのですが、この数字の違いでもって個人の高齢の経営者に負担が掛かるから削りたいのだというのは、いまいちこの数字だけで説得力はない。例えば大幅に回収率が違うとか、あるいは非常に困難が伴った上で回収できないのだということであれば分かる

のですけれども、この数字を見る限りそれほど大きく調査項目を削らないといけないのだという気はしないのですが、そこについてもう少し御説明いただければと思います。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 まず回収状況、有効回答率というのはこの数字で見ますとほぼ同水準であろうと思っておりますが、調査員が回収した段階での回収率、あるいは記入状況というのはどうかというと、これは何しろ現場レベルで、補記などをしておりますので、正確な把握は難しいわけです。地方公共団体の皆様方にとっては個人、法人を問わず両方とも大事ですので、審査あるいは督促をしていただいて、この水準まで引き上げていただいているということですが、それでもなお全数調査としての回収率、有効回答率になっているかといいますと、私ども実施者としてはまだまだ不十分だと考えています。これをもっともっと高める必要があるということから、全体としての事務量を少し減らしたいということを考えているところです。

○中村委員 アメリカのセンサスでも従業員5人未満のところには調査票は配らない、行政情報だけでやるということになっております。ただ、日本では小さいところに関する行政情報は使えませんから、売上げはとる、付加価値もとる。でも、その他細かいことについてはもう少し大きなところからの情報を援用しますというのが基本だろうと思っております。そう変えるということだと思っておりますが、その点は適切だと私は思います。

ただ、製造業に関して、製造費用などの情報がとれなくなるということではありますが、その点についても4ページ目の6の②のところでしょうか。原材料の使用額にしても、3行目の右のところは0.36%だからいいではないかということだと思っております。ただ、これは売上高の2.1%に比べると相当低いので、これは金額が小さい、あるいは記入がないから小さくなっているのか。情報がとれなかったから結果としてこうなっているのであればミスリーディングだと思いますので、その辺はチェックできるのかどうか。いかがでしょうか。すぐに分からなければ後で結構です。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

では、御質問に関しては調べていただくことにして、ほかにいかがでしょうか。

○野呂委員 今回、調査票の種類を減らされるということで、個人経営の場合でしたら7種類が2種類になるということですが、そのことで一番メリットを受けるのは調査員の方なのでしょうか。調査実施部局なのでしょうか。それとも報告者の方なのでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 実はこの後、その御説明をいたそうかと思っておりました。お答えと致しましては、調査員、報告者、双方にとって軽減されているのではないかと思います。そして、それが正確な統計に結び付くのではないかと思います。

○野呂委員 細かい調査票の話で恐縮ですけれども、先ほど御説明のありました「【01】個人経営調査票」の中の11番の「事業別売上（収入）金額」と12番の「事業別売上（収入）金額の内訳」の関係ですが、今回調査票を統合された関係で、12番の「事業別売上（収入）金額の内訳」には、あらゆる売上げのうち大きいものを3つ選ぶのか、それとも（ア）か

ら（ケ）のうちの1つの事業の中で、売上げの大きいものを3つ選ぶのが非常に分かりにくくなったように思います。旧調査票でしたら、例えば小売でしたら小売専用なので、旧調査票の「【04】単独事業所調査票（卸売業・小売業）」を見ると順番は10書くのですが、小売の中で10番目までを挙げてくださということが極めてクリアだったと思いますが、調査票を統合したことによって分かりにくいということはないのでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 まず、11欄としてどう記入するかという後者の方でして、11欄の調査事項の上部に「事業活動区分」と書いてあります。この区分の中で、12欄を記入していただくということです。

調査票統合に際しましての混乱という御指摘について申しますと、試験調査において、同じく「個人経営調査票」を用いて実施いたしました。全産業ではないのですが、この試験調査の結果で申しますと、特段、分かりづらいという意見は、我々は把握しておりません。

○野呂委員 例えば小売業をやっているのだけれども、副業として不動産収入もあるような方が12番の「事業別売上（収入）金額の内訳」の項目で、第3位として誤って不動産収入を書いてしまうということはないかという理解でよろしいですか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 御指摘のような誤った記入について申しますと、この「個人経営調査票」であっても難しいということがありますので、12欄に副業のような場合も想定されます。この御覧いただいております「個人経営調査票」は全産業共通ということですので、分かりづらさがあるかもしれません。

この経済センサス-活動調査の前提として、経済センサス-基礎調査の情報がありますので、その情報をもって、例えば11欄の主業の産業分類の枠をプレプリント、ここが主業です、というガイドをすることなども可能であると考えています。調査票の様式はお示しているものですが、どのように迷いが無い記入を誘導できるかというのは、引き続き検討することができるかと考えています。

○廣松部会長 ほかに、よろしいですか。

○西郷委員 2点あるのですが、どちらも部会の進め方に関わるような内容なので部会長への質問ということになるかと思いますが、1つは今回平成28年の活動調査について我々は議論するわけですが、基礎調査との役割分担とか、そういうところまで入れて議論していいのかどうかということです。基礎調査自体、将来的にどうなるかというのは今のところ不確定なので、それを前提にという議論はしにくいかもしれませんが、例えば活動調査ではこういうことを調べる、基礎調査ではこういうことを調べるという役割分担というのは、経済センサスを将来どう運営していくのかということを考えるに当たっては検討すべき項目に思えるのです。

ただ、今回、非常に審査しなければいけない項目が多いので、それをやっているととても6回では終わらないということになってしまいますので、まずはその平成28年の活動調査だけに限定して議論ということなのか、ほかの調査との役割分担というところまで入

れて検討するという事なのか、どちらなのかということが1点です。

もう一つは、これも部会の進め方に関わる事だと思いますけれども、例えば今回削除されるという項目の中に、何でこれが要らないのかというのを一つ一つ聞きたいという気持ちも私の方ではあるわけなのですが、それをやっていると多分時間が全然足りないということなので、そういう議論というのは、例えば資料4の3ページ目から4ページ目までの中に挙がっている項目の中で、これは御説明もありますけれども、これはなぜ削除されるのかという質問をしてもいいのかどうかということです。この2点です。

○廣松部会長 まず、最初の点に関しては、私は今回の部会は平成28年調査に関する部会審議であって、西郷委員から御指摘があった点に関しては今回の部会では取り上げないつもりであります。

先ほど調査実施者からも説明がありましたが、そもそもこの経済センサスを始める時に、経済センサスに関する枠組みというものを作り、7ページのところにあります「経済センサスの枠組みについて」、平成18年3月31日公表のものです。それに基づいて平成21年に基礎調査、それから平成24年2月に活動調査を行いました。この「枠組み」では活動調査を5年毎に行うとしか言及しておりません。したがって、平成28年の活動調査を終えた後どうするかは別の場で議論すべき論点だと考えております。

2番目の点に関しては、もちろん時間的な制約はありますが、3ページから4ページにかけての削除項目のうち重要だと思われる点に関して、御質問いただければ調査実施者から削除する考え方に関して説明を頂くことにします。もしそれで時間的な制約でおさまりに切れない場合には、文書等で次回以降に出していただくということも必要かと思っております。

○北村委員 今回の削除されるというのは、体系的に整理した結果、削除することとしてあると書いてあって、何か証拠があるのでしょうか。そういうものがあれば、数値的な根拠などを出してもらえればと思います。整理した結果、これは削ってもいいかということを決めたということですか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 まずは、私どもの理念は2ページ目の1番です。これによりまして、これまで把握していた調査事項が把握できないということも実際にはあるわけですが、この経済センサス-活動調査では経済活動の実態を捉えるということですので、どちらを重視するかということの判断があらうかと思いますが、我々としては全体として精度向上はまずもって大事であると考えています。そこで削除する調査事項についての影響というのはどのようなものかというのが、この4ページにございます我々としての整理です。

○廣松部会長 私も3ページから4ページの表にある削除項目に関して、今回削除する根拠として4ページの6の①から⑤までのところに数値的な根拠は示されている。この根拠が妥当かどうかということに関する判断は委員、専門委員の方々をお願いする必要があるかと思いますが、資料の構成としてはそういう形になっていると考えています。

確かにこの点は西村委員長もおっしゃっていたようですが、一度削除すると復活させる

のはなかなか難しいので、慎重に審議をすべき点であろうと思います。4ページの6に今回削除する調査項目の全体に占める割合のみが書かれているわけですが、これに加えて更にこういう情報も必要だという御意見があれば、次回以降にそういう資料を提出していただくということも必要かと思えます。

○北村委員 前回の調査あるいは回答者の反応からして、こういう数字を探すのは大変だとか、答えるのは大変難しいなどという証拠はあると考えていいのですか。それとも、いろいろ精査した結果、それほどウエイトが大きくないので削ってもいいかということを担当者レベルで考えたということでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 この調査は母集団情報提供ということもありますので、我々実施者だけの判断だけではなく、企業・事業所に関する統計調査としての考えも必要であると考えています。そのようなことから最もヘビーユーザーである各府省の皆様や地方公共団体の皆様方にも御提示しております。しかし、特段の大きな支障はないと認識しております。今回は、個人経営の調査事項を縮減いたしますが、今後の調査事項の在り方について、私どもだけで判断するというものではないものと考えています。

この経済センサス-活動調査は2回目の調査です。まだまだ経験の浅い調査でして、目指すは国勢調査のように全ての人に認知していただくということが必要であると考えています。調査をしようという機運が自然と高まるような位置付けにいたしたいと考えている次第です。調査を成熟していくうちに必要な調査事項については復活ということは、我々自身も考えなければいけませんし、また、地方公共団体あるいは各府省の皆様方からもそうした御意見があらうかと思えます。○中村委員 調査票について細かいことなのですが、よろしいでしょうか。「【01】個人経営調査票」であります。左側「7 経営組織」、ここに1に丸がプレプリントされていくのだらうと思えますけれども、そうではなかった、間違っていた、ほかの経営体であったという場合には8欄へお進みくださいとか9欄へお進みくださいと書いてあるわけですが、でも、これは個人経営調査票ですから、論理的にいうとどこへも行けなくなるということになるのではないかと思うのです。ただ、その前に6番で従業者数について「個人業主」を埋めろと書いてあるのは、これは個人経営であるという前提なわけですね。だから、順番が少しおかしいのではないか。

それから、7番で「個人経営」以外を選んだ場合、8欄へお進みくださいといって下に行く、あるいは9欄へお進みくださいとって右に行く。8欄に行った場合に、(1)で9欄に行ったり、2の「本所・本社・本店」だと右側に行って、さらに(3)のところまで9欄へ行くわけですが、(1)で3の「支所・支社・支店」とした場合には(4)に行くわけですが、(4)に行ってしまうと、今度は(4)からどこにも行けないのです。これはここで終わりになるのだと思うのですけれども、終わりになるのだったら終わりということをおっしゃるべきではないかということです。

それから、先ほど野呂委員から御指摘のあったところですが、12番の「事業別売上(収

入)金額の内訳」のところではありますが、これは非常に分かりにくくて、事業分野についてですが、(ア)から(ケ)までなのか、あるいは①から②までのこの分類というのがよく分かりませんが、ただ、文章でいうと「(ア)～(ケ)のどの事業区分に該当するのかを確認し、その事業活動について」ですから、これは(ア)から(ケ)までだと思われるのですけれども、それについて分類表を見てと、この分類表なるものがどういう構成になっているのかはよく知らないのですが、これは(ア)から(ケ)までの分類なのか、①から②までの分類なのかよく分かりませんが、いずれにしても、これでは誤解が生じる表現ではないかと感じます。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐　大きく2例あるかと思います。プレプリントされたものについて変更があった場合ということが1点。確かに経営組織につきましては、個人経営調査票を配布するということですので、個人経営であることは自明です。しかし、平成26年経済センサス-基礎調査以後、個人経営から法人化するということも十分あり得るわけですし、このような場合、個人経営の丸囲みを見え消ししていただいて、法人に丸囲みをしていただくこととしております。本来であれば、調査票自身を【02】以降の法人用の調査票に変更するということが本当であればすべきなのかと思っております。また、法人の調査票の中でも事業転換することも実はあります。しかし、そのような時に、調査票を配りなおすことができるかという課題があります。調査客体の方も御高齢の方がいらっしゃいますが、一方で実は調査員側も年々高齢化しているという状況もあります。調査の現場で経営組織が変わった、あるいは産業が事業転換したときに、スムーズに調査票の変更ができるかどうかということについて、第1回目の経済センサス-活動調査の実施に当たりまして、地方公共団体の皆様とも御議論いただいた際にいささか不安だという整理がありまして、調査票の変更を行わないということを整理させていただきまして、第1回目のこの部会でもそのようなことで御説明をさせていただいております。御了解いただいております。

また、もう一点でございますが、12欄の記入に当たり、分類表を用いることとしております。経済センサス-活動調査は、経済センサス-基礎調査の情報を有しております。つまり、産業分類の把握はしておりますので、御自身の産業分野が掲載されている分類表をお配りするということになっております。そのようなことから、御記入いただくための分類表だけをお渡ししているという工夫をさせていただいております。

○廣松部会長　よろしいですか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐　8欄のところでは言い漏れてしまいましたが、この8欄のところも当然のことながら、【01】調査票を配るということは単独事業所ですので、基本的には単独事業所に丸囲みが付されているということです。しかしながら、支所を有するという変化もありますので、そうした場合を想定して、調査票を設計しているところです。

○廣松部会長　よろしいですか。

今の調査実施者の説明の中にも何回か出てきましたが、今回、東京都、大阪府からも審議協力者として御参加いただいておりますが、今の時点で何か御発言はありますでしょうか。○溝口東京都総務局統計部産業統計課長 東京都の産業統計課長の溝口です。

今回、こういう発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

いろいろ説明がありましたけれども、調査員、調査客体の側面から特に個人経営事業所という側面から現場の実情を御説明させていただければと思います。

調査員ですけれども、東京都、特に事業所の多い区部では調査員の高齢化あるいは充足率そのものも急速に低下している状況です。平成26年経済センサス基礎調査を例に致しますと、任命した約6,500人の調査員のうち60歳以上が約70%、70歳以上が36%、80歳以上の方も200名以上確認されているといった実態です。

同様に、今回の基礎調査の調査員の充足率、これにつきましても、区部では実際に50%を割っている区もあるという、調査員の確保が非常に厳しい。区全体でも70.7%にとどまっているという状況であります。これは1人当たりの平均受け持ち事業所数で見ますと、区によっては1人当たり約270事業所も持たなければいけないというところもあります。平均でも132事業所持っている。これは1調査区当たりが70事業所で設計してありますので、相当負担が掛かっているということです。

調査員の負担はこのように確実に増えていまして、とにかく登録調査員の確保の推進とか、大学生を調査員として活用できないかという都内の大学にアプローチをしたりと対策を行っているのですけれども、実際にはなかなか十分な数の確保や若返りなどの決め手がない状況ということです。

今年度、私どもの職員が直接調査員にいろいろインタビューをさせてもらったのですが、その感想でも担当する事業所が多くて、今回、大変過ぎた、次のセンサスなどの大規模調査は遠慮したい、調査員をやりたくないといった意見も出ているということです。

これまで主力でありました町会の推薦なのですけれども、こちらにも実際に高齢化しているところもありまして、実は協力、推薦も得にくいという状況で、町会そのものに調査員推薦を断られるというところも出てきている状況です。また、登録調査員も確保が難しく高齢化が進行している。これが調査員の非常に厳しい実情だというのが市町村の現状です。

個人経営の客体の状況ですけれども、一般的に家族経営の事業所が実際に多く、この場合、調査項目が複雑で多岐にわたったり、また裏面などがあつたりするとその場で拒否反応が起きるということです。区や調査員への苦情もこの辺で大変多くなっていまして、協力を得るのも調査員も大変苦勞しているというのが実態です。また、経営者が高齢者であることが特に多いので、字の細かい調査票は特に抵抗があるものと考えています。

いろいろなお話が出ていますけれども、そういった中で今回の調査票の簡素化というのは、調査員と客体の両面から調査を円滑に進める上では大変効果的だろうと我々は考えているところです。

○原田大阪府総務部統計課参事 大阪府統計課の原田です。

今、東京都からお話がありましたように、大阪府としましても全く同感でして、調査員の確保についても非常に厳しい状況があります。個人経営のところは高齢化しておりますところが大変多く、まず、この両面の調査票を見せるだけでそんなの勘弁してよという声が第一声でして、ほとんど協力を得られない状況なのです。

ところが、市町村が頑張っって督促して、何とか依頼して何度も説得して書いていただくということなのですが、非常に負担感が大きいということは市町村から常々聞かされているところでして、これは多分、全国どこも一緒かと感じております。そういったことで調査客体である事業所、調査員、この負担を大きく軽減されるという今回の見直しについては、我々都道府県、市町村としましては、非常にありがたい見直しだと感じておりますので、是非お願いしたいと思っております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

大変重要な論点ですので、少し時間が押してまいりましたが、個人経営を含む中小企業の実情にお詳しいという意味で、森専門委員から今までの議論を聞いていただいた上で御発言いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○森専門委員 御指名ありがとうございます。東京商工会議所の森です。

今、東京都ですとか大阪府からの御発言を大変全くそのとおりでであると思ってお聞きしました。私ども商工会議所は毎日中小企業の経営指導ということで、町中に出て中小企業と接しております。4年前の経済センサスの際も非常に協力をしまして、何とか回答してということで、側面的には御協力をした記憶があります。

今回の調査票が約半分、裏面が減ったということで、調査票の項目数が減ったということは中小企業にとっては大変ありがたい、負担の軽減というのが何よりもありがたいことだと思っております。

ただ、この1枚を見て思うのは、非常に文字が小さくて、高齢者が多いということになりますと、例えば「3 この場所での事業所の開設時期」とかあるいは「7 経営組織」の下にある「● 経営組織の○囲みの」云々、この文字のピッチで読める高齢者がいるのだらうかということで、そもそも調査票自体、半分に減ったということ自体はとても高く評価をするのですけれども、書いてもらえるのかという観点に立った時はもう少し工夫があってもいいのかと思っております。

例えば先ほどおっしゃられた10番がこの調査の眼目で最も重要なのだという項目であるならば、11、12、13のところは後ろに持ってきて、できれば書いてくださいという程度で、もう少しそれによって全体の文字数を大きくするとか、あるいは「8 単独事業所・本所・支所の別等」のところも先ほど御指摘が同じようにあったのですが、ものすごく分かりにくくて、囲みが四重囲みぐらいになっていて、これはどうやって、誰が見て答えるのか非常に分かりにくい。

回答者から見た時の分かりづらさというものが非常にあるものですから、全体に項目数を

減らすことを私どもとしては是非お願いしたいと思っておりますけれども、もう一段、できることなら文字の大きさを極力大きくしていただいて、どうしても必要な項目なのであれば裏面にしていただいて、高齢者でも回答しやすい工夫をしていただきたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

これまでの皆様の御意見を伺っていると、【01】という個人経営調査票を作ること自体に関しては、特に御異論はなかったように思います。ただ、今、森専門委員からもありまして、字の大きさとか、あるいはレイアウトだとか、その面に関しては、まだ少し皆さん御意見がおありのようですし、また削除する計画の項目に関しての根拠についてもう少し説明が欲しいという御意見があったように思います。その点は次回に回させていただいて、とりあえず調査票の構成の部分だけ今日は議論を済ませておきたいと思っております。

「審査メモ」でいきますと、2ページ「イ その他の調査票の構成の見直し」というところです。この点に関して、まず統括官室から説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは「審査メモ」の2ページの「イ その他の調査票の構成の見直し」について御説明させていただきます。

ここでは「政治・経済・文化団体」及び「宗教」に属する団体等を対象とする調査票を新設すること、また、平成28年調査では、平成24年調査の「学校教育」調査票と「建設業、サービス関連産業A」調査票とを統合して実施することの2点の見直しを行うこととしております。

これについての審査結果ですが、1点目は日本標準産業分類の中分類「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」に属する団体等を対象とする調査の効率的かつ円滑な実施を確保するため、調査票を別途新設するものですし、2点目は調査票の配布、回収、審査、集計等に係る事務が煩雑になることを避けるため、調査票を統合するものです。

これらにつきましては、調査の円滑な実施のための変更であり、また、調査事務の煩雑化を避ける等の措置も講じていることから、おおむね適当であると考えますけれども、報告者側で回答を行う際に混乱が生じるおそれはないのか等を検討する必要があるのではないかと考えておまして、前回調査の実施状況の確認を含め、幾つかの論点を整理しています。

まず、aですけれども、調査票の構成を見直すに至った背景事情、当該見直しの狙いは何か。また、どの程度の効果を期待しているのか。

bです。調査票を別途新設することにより、調査員の業務負担や実査の面への影響はないか。

cです。調査票を統合することにより、調査票への記載が煩雑となり、報告者の負担感が増すことはないか。また、異業種と同一の調査票となることで混乱することなど、実査面での影響はないか。

3ページ、dです。本件変更を含め、そもそも今回の変更計画において、各調査票はどのような考え方により設計されているのか。

最後に e です。「政治・経済・文化団体」及び「宗教」に属する団体等を対象とする調査票について、当該団体等の状況を把握する上で適切な設計となっているのか。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、今の「審査メモ」のイの項目に関しまして、調査実施者から説明をお願いします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 総務省統計局です。

資料 4 の 8 ページを御覧いただけますでしょうか。a から e までの論点がございます。順次、御説明してまいりたいと思います。またお手元に参考資料 1 という A4 判の横向きの資料「調査票の構成の見直し」も併せて御覧いただきたいと思います。資料 4 の 8 ページと参考資料 1 を照合しながら御説明をしてまいります。

資料 4 の 8 ページについて、まず a と致しまして、調査票の構成を見直すに至った背景事情、2 行目にその狙い、効果という論点がございます。早速参考資料 1 を御覧いただきながら御説明をしてまいりたいと思っております。

平成 24 年調査では、「政治・経済・文化団体、宗教」は、御覧いただいているとおります。参考資料 1 の二つ箱がありますが、表の上部に「現行（平成 24 年調査）」のところの調査員調査の 8 番が「建設業、サービス関連産業 A」です。これを用いて調査を実施したということが資料 4 の 8 ページの 1 番目に記述しています。「政治・経済・文化団体、宗教」というのは正にこの 8 番の「建設業、サービス関連産業 A」として実際は調査をしていたわけですが、サービス業の中にこれらの分類があることについて、これらの団体から大変違和感があるという御指摘を頂いております。調査実施後も各種団体の皆様、あるいは地方公共団体の皆様方からも調査票の構成を改善した方がいいのではないかという御指摘、御要請も頂いているところで。

このようなことから「政治・経済・文化団体、宗教」という調査票を取り出して調査いたしたいということとして、参考資料 1 の右側の方に目を移していただきますと、表の上部に「変更案（平成 28 年調査）」と記載しています。こちらの 10 番のところですが、「単独事業所調査票（政治・経済・文化団体、宗教）」と記述しています。7 番に従来、平成 24 年調査でいう「建設業、サービス関連産業 A」というものであったわけですが、この「政治・経済・文化団体、宗教」については、ここから取り出して別途調査票を作成いたしたいということです。

資料 4 の 9 ページ、見開きの右ページを御覧いただきたいと存じます。調査票を別途新設することによりまして、調査員の業務負担あるいは実査の影響はないかという論点がございます。

また、c の論点で、調査票を統合することによりまして、調査票への記入が煩雑になって報告者の負担感が増すのではないか。あるいは実査の影響がないかという論点を頂いております。

これらについて、参考資料1を御覧いただきながら、御説明いたします。平成28年調査で新設します「政治・経済・文化団体、宗教」の調査票は、平成24年調査では、先ほども申しました「建設業、サービス関連産業A」という中で調査をしております。これを今回、分離したいということです。

一方で、この平成24年調査で「建設業、サービス関連産業A」に含まれていた宗教などを取り出すことで、平成24年調査の調査票ですと7番で「学校教育」と書いておりますが、この調査票を統合しようということです。

「建設業、サービス関連産業A」という調査票をベースに致しまして、ここに含まれていた「政治・経済・文化団体、宗教」を別に調査票として単独に作成し、一方で、これまで別に単独であった「学校教育」の調査票をこの「建設業、サービス関連産業A」に移行するという事です。調査票の種類としては、一つ減って、一つ増えるということです。調査票の種類としては変わらないということです。

参考資料1で御説明いたしましたが、資料4の9ページの2点目を御覧いただきますと、調査員の負担ということの論点がありましたので、その観点で御説明を致します。

2のところでは2つポツが付いておりますけれども、まず、調査員の担当する調査票の種類、12種類から11種類に変更することになっております。

また、個人経営調査票につきましては、従来、「卸売業、小売業」と「サービス関連産業B」については個人経営、個人経営以外という調査票を設定しておりましたが、今回は、ほぼ全ての産業共通に使う個人経営調査票に統合しております。

このような変更をすることによりまして、2のところの1行目の後段からの文章ですが、調査票の配布時の調査対象への説明あるいは検査など、調査員事務においては負担軽減になると考えています。これによりまして、調査員の事務が確実に遂行されることが期待されまして、正確な統計、円滑な調査実施ということに寄与できるのではないかと考えています。

このことについての関連で、3点目に実際に試験調査で実地検証をいたしましたところ、調査員からの特段の御意見はありませんでした。また、調査対象者には調査票とは別に調査票を記入するに当たりましての意識、感想を捉えるアンケートを実施いたしましたが、特段の御意見は頂いておりません。

続きまして、10ページではdと致しまして、今回の変更計画において、各調査票はどのような考え方によって設計されましたかという論点ことです。

(回答)の1点目に、我々の調査票設計の理念、考え方、概念整理を記述しています。参考資料1の表の上部にまず「調査員調査」、「直轄調査」と記述しています。「調査員調査」は支所を有しない事業所の調査です。例えば、単独の店舗ということです。また、「直轄調査」は支所を有するような企業です。本社・支社、こういう形のものは直轄調査ということになっております。

また、表の左側を御覧いただきますと、産業分類を記述しています。産業分類全てそれ

それぞれに調査票を設定しているということではございません。幾つかの産業分類をカテゴリー分けしております。これはどのようなカテゴリー分けかと申しますと、いわゆるネットワーク産業、非ネットワーク産業で分けています。このように分けることで記入者の方の迷いがなく、また正確な統計作成あるいは円滑な調査を実施ということが確保されるだろうと考えています。

資料4の10ページの2点目に、産業分類ごとにおおむねカテゴリー分けをしていることについて、一つ一つ整理をしております。

当初、平成24年調査の実施の検討段階におきまして、第一次試験調査を実施しております。第一次試験調査では日本標準産業分類の産業大分類ごとに調査票を用意しておりましたが、実際に調査を実施致しましたところ、審査負担がかなり大変だということの地方公共団体の皆様方との意見がありました。

このようなことから、幾つかの産業分類を統合いたしました。具体的にはまず「農業、林業、漁業」、「医療・福祉」につきましては、この産業分類を踏襲した調査票を設計しております。さらに、活動調査の実施に伴いまして、廃止される調査があり、その調査において引き続き把握する必要がある調査事項も踏まえまして、鉱業、それから、製造業、商業の調査票を別に設計しているところです。

もう一つは「建設業、サービス関連産業A、学校教育」、こうしたネットワーク産業、事業所単位で売上高を把握できないものについては、これを一括りのカテゴリーにしております。一方で、ネットワーク型の産業のうち、「政治・経済・文化団体、宗教」につきましては、先ほど申しましたとおり、サービス業として含まれていることに違和感があるという御指摘もありましたので、これを別途切り離して設計をしているということです。

さらに、非ネットワーク型産業については、「サービス関連産業B」というカテゴリーで調査票を設計しております。

「協同組合」につきましては、「卸売業・小売業」の事業活動のウエイトが大きいということですので、これは非ネットワーク型産業とは別に整理をしております。

これらが産業別の調査票でして、平成26年の経済センサス-基礎調査の情報がありますので、それを基に産業別で振り分けるということですが、一方で新設の事業所は産業分類を把握できておりませんので、新設事業所には「産業共通調査票」を使用するということです。

さらに今回、議事の一つ目で御説明いたしましたのが、個人経営の調査票です。ほぼ全産業共通の調査票として設計しています。

次に、11ページを御覧いただきますと、今回、新たに設計します「政治・経済・文化団体、宗教」に関する調査票について、これら団体を対象にする調査票として適切な設計となっているかという論点です。

(回答)として、まず1点目ですけれども、この「政治・経済・文化団体、宗教」を対象とする調査票ですが、当該団体等のみが回答するという調査事項となっていますので、

調査票は適したものになっていると認識しています。

さらに、「売上（収入）金額」などの経理事項の表現につきまして、特に宗教について、複数の団体に照会いたしまして、事前に確認したところ、特に問題ないという回答をいただいております。

参考資料 2 の黄色のマーカ一部のところを御覧いただきますとおり、平成 26 年経済センサス-基礎調査でもこのような措置をさせていただいておりますが、一般的に宗教の観点で申しますと、宗教法人法に係るもの以外の収入をこの活動調査の収入として御記入いただくこととしています。平成 26 年経済センサス-基礎調査では、喜捨、お布施、献金などにつきましては、収入に含めませんという整理でして、活動調査においても同様の取扱いにさせていただきたいと思っております。

資料の説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

このイの論点に関する御意見、御質問を頂く時間だけとらせていただいて、それ以降は次回に回したいと思えます。

ただ今の「イ その他の調査票の構成の見直し」に関しまして、御質問、御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○野辺地専門委員 宗教に関して、従来の区分から新しくくりに変えたというのは大変結構なことだと思うのですが、実際にこの調査票の【10】とか【14】の具体的な売上げ、収入の内訳の記載の欄を見ますと、表現として「事業別売上（収入）金額」とか、せっかく売上げという概念を薄めているにもかかわらず、実際の表の中ではそういうニュアンスを感じられるところがまだ残っているので、例えば事業というのも活動みたいな形で括弧を付けてやるとか、【10】の調査票でしたら真ん中辺にある 11 の「事業別売上（収入）金額」の⑩が多分、該当するのだと思うのですが、「政治・経済・文化団体の活動収入」と、ここは「活動収入」になっているのですが、これは宗教も入るのなら宗教もはっきり書いた方がいいし、11 番自体の見出しも「事業別売上（収入）金額」というのをもう少し宗教法人にマッチした名前にした方がいいと思えます。これは調査票の【14】の 8 番の内訳についても同じことが言えると思えますので、少しでもそういった拒否反応を減らすためには、そこら辺についても配慮した方がよろしいのではないかという気が致しました。

○廣松部会長 ありがとうございます。

御指摘の点は悩ましい点だと思います。なるべく調査票においては同じような言葉を使いたいと考える一方で、今、野辺地専門委員の御指摘のとおり、かえってそれによって違和感を持たれるという側面もあるように思えます。この点に関しては今、御意見がありましたので、調査実施部局で少しお考えいただきたいと思います。現時点で何か御意見はありますか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 宗教活動としての収入ということは

ない、そういうものを捉えないという整理です。

もし、この活動調査において、ここで書いてある収入などを記入していただくとすれば、それは例えば駐車場の管理の収入であったり、あるいは借地、借家の収入であったり、あるいは出版などの事業としての売り上げあるいは収入ということですが。実は宗教団体の皆様方に「調査票の記入のしかた」をお持ちいたしまして、直接御説明しています。売上高、収入として記入していただくものは、例えば駐車場収入あるいは借地などの不動産収入などについて限定して、ということですので御説明を申し上げたところ、この売上高というワーディングについて、特段御意見はございませんでしたので、このようにさせていただければと思っている次第です。

○北村委員 こういう分類にすると、今度は「学校教育」がまとめられてしまうということなのですが、建設業とかほかのサービス業と一緒にまぜられるということに「学校教育」の方は、違和感はないのですか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 【07】の調査票を御覧いただきますと、タイトルに「経済センサス-活動調査」と記述しています。そして「【07】単独事業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）」と記述しています。このように、まず「学校教育」の調査票であると明示されています。

また、調査票の第1面については、「建設業、サービス関連産業A、学校教育」のいずれかということではなくて、全てについて記入していただくこととしています。

調査票の第2面、裏面の上部を御覧いただきますと、産業分類ごとに記入する欄を誘導しています。「学校教育」については、一番右のところに配置し、こちらのみ記入することですので、特段、記入が混乱するかということではないと考えています。

○廣松部会長 これもどうまとめるかなかなか難しく、調査票の種類をそんなに多くするわけにもいかないし、かといって、余り異質のもの同士をくっつけるとまたいろいろ御意見が出てくるでしょう。その辺は平成24年調査の反省を踏まえて、今回は「政治・経済・文化団体、宗教」を別の調査票にするという判断のようです。

それと関連して、「学校教育」がここにある「建設業」だとか、「サービス関連産業A」と同じグループに入っているということに関して、文部科学省は何か特に御意見はありますか。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 見た印象ですけれども、表面は先ほどの説明のとおり括弧書きで「建設業、サービス関連産業A、学校教育」と分けてありますので、ここはよろしいかと思えます。ただ、裏面の方ですが、これは少し分かりづらいというのが1点です。

それから、表面で、点で切っていますので、もっと左上のところに例えば「電気・ガス」は何番、「学校教育」は何番と、もうカテゴリーで分かれていますというイメージの作りをしていただければいいのかという感想はありました。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかにこの調査票の構成そのものに関しまして、御意見はございますか。よろしいですか。

あるいは、今日初めてこの調査票 22 種類全体を御覧いただく方もおいでになるかもしれませんが、この点に関する論点、それに対する回答を頂いたということにして、調査票全体、すなわち「【01】個人経営調査票」も含めた、調査票全体の構成に関しては、次回に改めて御議論いただき、結論を頂くという形にしたいと思います。

本来、もう少し審議を進められればと思っていたのですが、時間がもう来てしまいました。したがって、本日は資料 3 「審査メモ」で参りますと、「(1) 報告を求める事項」のうちの「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」、2 ページ「イ その他の調査票の構成の見直し」の部分のそれぞれの論点に関して、調査実施者から回答を頂いたということにして、次回、もう少し時間を掛けて皆様方の御意見を伺った上でまとめるということにしたいと思います。

それでは、本日の審議はここまでとさせていただきます。

最後に皆様方にお願ひですが、本日の議論につきまして、後ほどお気づきの点等がありましたら、時間が短くて恐縮ですが、来週の 3 月 31 日火曜日までに、事務局まで電子メール等により御連絡をいただければ幸いです。特に【01】の調査票のうち、削除する項目に関してもう少し細かい説明が必要であるという御意見があれば、是非お寄せいただきたいと思います。

それでは、次回の部会の日程等について事務局から御連絡をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会ですが、来月 4 月 10 日金曜日 10 時から、本日と同じ新宿区若松町の総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することを予定しております。先ほど部長からお願いのありました、お気づきの点や次回の部会において必要な資料等がありましたら、準備の都合もありますので、大変短くて恐縮ではございますが、来週の 3 月 31 日火曜日までにメールなど適宜の方法により事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の配布資料は大変大部になっておりますので、大変恐縮ですが、委員、専門委員に限らせていただきますが、重たいということであれば置いていっていただいて構いません。事務局の方で責任を持って保管をさせていただきます。次回、部会において席上に配布をさせていただきます。

以上です。

○廣松部長 それでは、延長してしまいまして、誠に申し訳ありません。本日の部会はこれで終了させていただきます。

どうも長時間ありがとうございました。